

各行政機関における特定秘密の指定状況一覧表(平成29年12月末現在)

※()内の数値は、平成29年中に指定した特定秘密の件数で、内数
※▲が付された数値は、平成29年中に指定が解除された特定秘密の件数

別表	事項の細目			国家安全保障会議	内閣官房	警察庁	総務省	法務省	公安調査庁	外務省	経済産業省	海上保安庁	防衛省	防衛装備庁	合計
第2号 【外交に関する事項】	イ【外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの】	(a)【国民の生命及び身体の保護】 a【外国の政府等との交渉又は協力の方針又は内容のうち、以下に掲げる事項に関するもの(bに掲げるものを除く。)】	4	(1)	1	(1)					3				8 (2)
			(b)【領域の保全】			1					2 ▲2				3 ▲2
			(c)【海洋、上空等における権益の確保】								0 ▲1				0 ▲1
			(d)【国際社会の平和と安全の確保(我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(c)までに掲げるものを除く。)】			4									4
		b【外国の政府等との協力の方針又は内容のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの】			4	(1)		6 (1)		1	5		2		18 (2)
	ロ【安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針(第1号イ若しくは二、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。)】	(a)【外国人の本邦への入国の禁止若しくは制限又は邦人の外国への渡航の自粛の要請】 (b)【貨物の輸出若しくは輸入の禁止又は制限】 (c)【資産の移転の禁止又は制限】 (d)【航空機の乗り入れ若しくは船舶の入港の禁止又は制限】 (e)【(b)の貨物を積載した船舶の検査】 (f)【外国の政府等に対して我が国が講ずる外交上の措置(我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(e)までに掲げるものを除く。)】												0	
			b【領域の保全のために我が国が講ずる措置又はその方針】			2			1						3
			a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報(bに掲げるものを除く。)】								1				1
			b【外国の政府等から提供された情報(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)】		4 (1)						9 (1)		5 (1)		18 (3)
			c【a又はbを分析して得られた情報】												0
	二【ハに掲げる情報の収集整理又はその能力:ハaからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力】			32 (4)					5	11	4	11			63 (4)
	ホ【外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号:我が国のが用いるために作成された暗号(外国の政府等から提供されたものにあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。)】		24							4					28

別表	事項の細目			国家安全保障会議	内閣官房	警察庁	総務省	法務省	公安調査庁	外務省	経済産業省	海上保安庁	防衛省	防衛装備庁	合計	
第3号 【特定有害活動の防止に関する事項】	イ【特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止(以下この号において「特定有害活動の防止」という。)のための措置又はこれに関する計画若しくは研究】	a【特定有害活動の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの(b)に掲げるものを除く。】	(a)【特定秘密保護法第12条第2項第1号に規定する核兵器、化学製剤、細菌製剤その他の物を輸出し、又は輸入するための活動の防止】												0	
		(b)【緊急事態への対処に係る部隊の戦術】													0	
		(c)【重要施設、要人等に対する警戒警備】													0	
		(d)【サイバー攻撃の防止】													0	
		b【特定有害活動の防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの】													0	
		a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報(b)に掲げるものを除く。】			4	(1)				3	(1)				7 (2)	
		b【外国の政府等から提供された情報(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)】			4	(1)				4	(1)				8 (2)	
		c【a又はbを分析して得られた情報】													0	
		ハ【口に掲げる情報の収集整理又はその能力:口aからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力】			13					3	(1)				16 (1)	
		ニ【特定有害活動の防止の用に供する暗号:我が国の政府が用いるために作成された暗号(外国の政府等から提供されたものにあっては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。)】			1										1	
第4号 【テロリズムの防止に関する事項】	イ【テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止(以下この号において「テロリズムの防止」という。)のための措置又はこれに関する計画若しくは研究】	a【テロリズムの防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの(b)に掲げるものを除く。】	(a)【緊急事態への対処に係る部隊の戦術】			4	(1)									4 (1)
		(b)【重要施設、要人等に対する警戒警備】													0	
		(c)【サイバー攻撃の防止】													0	
		b【テロリズムの防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの】													0	
		a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報(b)に掲げるものを除く。】			8	(2)									8 (2)	
		b【外国の政府等から提供された情報(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)】								4	(1)	1			5 (1)	
		c【a又はbを分析して得られた情報】													0	
		ハ【口に掲げる情報の収集整理又はその能力:口aからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力】			1							1			2	
		ニ【テロリズムの防止の用に供する暗号:我が国の政府が用いるために作成された暗号(外国の政府等から提供されたものにあっては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。)】													0	
	計			4	(1)	73	(7)	34	(5)	6	(1)	1	0	20	(4)	37 (1) ▲3